

(仮称) 寄居 PA 美里・深谷スマート IC 地区協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 寄居PA美里・深谷スマートIC地区協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、(仮称) 寄居PA美里・深谷スマートICの設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) スマートICの設置に係る次に掲げる検討、調整等
 - ア スマートICの社会便益に関すること。
 - イ スマートIC及び周辺地区の交通安全に関すること。
 - ウ スマートICの採算性に関すること。
 - エ スマートICの構造及び整備方法に関すること。
 - オ スマートICの管理、運営等に関すること。
 - カ 広域的検討結果の反映に関すること。
 - キ その他スマートICの設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。
- (2) スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力
- (3) スマートICの運用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態等についての定期的な評価及び必要に応じた見直し
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、美里町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できない時は、会長が指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、美里町建設環境課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則非公開とし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、深谷市、寄居町、美里町で等分の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年2月25日から施行する。

(仮称)寄居 PA 美里・深谷スマート IC 地区協議会委員(案)

役職	団体名	職名	備考
会長	美里町	町長	
委員	深谷市	市長	
	寄居町	町長	
	国土交通省 関東地方整備局	道路計画第二課長	
		大宮国道事務所長	
	東日本高速道路(株) 関東支社	総合調整部 企画調整課長	
		管理事業部 事業統括課長	
		所沢管理事務所長	
	埼玉県	県土整備部 道路政策課長	
		県土整備部 熊谷県土整備事務所長	
		県土整備部 本庄県土整備事務所長	
	埼玉県警察	警察本部 交通部 交通規制課長	
	学識経験者	埼玉大学大学院教授	
	住民代表	深谷市本郷自治会長	
		深谷市今泉自治会長	
		寄居町用土区長会長	
		美里町甘粕区長	